

第10回経済指標専門会議 議事概要

- 1 日時 平成23年4月8日(金) 10:00~12:00
- 2 場所 総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 【学識経験者】河井委員、小巻委員、西郷委員、菅委員、樋田委員
【関係府省等】内閣府、総務省(統計局)、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行
【事務局】佐藤総務省統計審査官ほか
- 4 議題
 - (1) 経済指標専門会議の今後の運営について
 - (2) 「企業物価指数」の基準改定方針について
 - (3) その他
- 5 議事概要
 - (1) 経済指標専門会議の今後の運営について
事務局から、資料1-1から1-5に基づき、本会議について、以下の理由から、今年度以降も、主として、各種の経済指数の基準改定計画や改定結果等に関し、幅広く意見交換を行う場として開催する旨を提案し、了承された。
 - ① 本会議の設置目的である基本計画に掲げられた統計基準の設定(指数及び季節調整法関係)に関する検討については、平成22年度までに当該設定が完了し、一応終了したところであるが、基本計画では、これらの統計基準について、設定から5年後を目途に改定の必要性を検討することとされていること
 - ② 本会議の構成員から、指数作成における技術的な検討な場として本会議の存続の要望が寄せられていることその上で、事務局から、各府省等に対し、平成23年度における本会議への各種経済指数の基準改定計画等の説明予定等に関する報告を依頼した。
 - (2) 「企業物価指数」の基準改定方針について
日本銀行より、資料2-1及び資料2-2により、企業物価指数の2010年基準改定に向けた見直し方針について、①基本計画を踏まえたデフレーター機能の強化、②輸出入構造の変化への対応、③価格調査方法の高度化・効率化、の3つの観点から、見直し内容の説明が行われた。
説明後の主な質疑応答は以下のとおり。
 - 実取価格調査では、主に銘柄指定調査及び平均価格調査の2種類の方法が採られているが、調査方法の選択に当たって何らかの基準はあるのか。
 - 一律の基準はない。調査対象企業を訪問して、需給動向を適切に反映した価格指数を作成するために、どのような価格調査が可能かについてヒアリングを行った上で、仮に平均価格を使用することになった場合には、実際に指数を作成してみて、それが需給動向を捉えていることを確認した上で採用している。
 - 新たに導入された値引率調査・利益率調査について、調査対象企業・製品の代表性・信頼性は確保されているか。

- 新たに品目を設定する場合は、まず市場調査を実施し、当該市場においてプレゼンスの高い企業に調査を依頼しているため、代表性は確保されていると考えている。
- 企業物価指数は、そもそも、主要な財の需給動向を敏感に反映する取引価格を卸業者等から収集して物価統計を作成し、通貨価値を測定することを目的としていると認識している。デフレーター機能の重視であり、かつ取引価格の調査対象が生産者に近くなると、従来の目的から逸脱することになるのではないか。
 - 価格調査の調査対象を生産者段階にシフトする方針ではあるが、今回の基準改定で100%生産者段階の価格にシフトすることはない。本指数のあり方については、GDPとその基礎統計との整合性等の議論の帰趨に合わせながら検討すべきものとする。
- 今後のスケジュールについては、2012年の夏頃に改定結果の公表を予定しているが、改定までのスケジュールが遅いようであるが、その原因はどこにあるのか。また、経済センサス調査導入後に影響はないのか。
 - できるだけ早く取り組みたいが、ウエイトデータは工業統計表を使って算定するため、急いでも来年夏の公表となる見込み。それでも従来に比べれば約半年前倒したことになる。
- 値引率調査及び利益率調査については、個別企業毎に集計するのか、それとも企業全体で集計するのか。
 - 個別企業毎に集計する。
- デフレーター機能の強化に当たっては、産業連関表の実質化処理の際の影響についても検討して欲しい。
 - 他の統計との整合性については、今後検討すべき大きな課題と認識しているところ。
- 今回の基準改定によりデータが大きく変更となることが予想されるが、過去のデータとの継続性をどう担保するのか。
 - 基本的にはどのような調査方法にしたのかをしっかりと情報公開していくことを考えている。また、指数の公表に当たっては、ユーザーの利便性を大きく損なわないよう工夫して参りたい。
- 値引率調査・利益率調査では、様々な仮定を置いて価格を推定しているが、その仮定が妥当なものであるか否かを検証する方法は考えているか。
 - どのような方法で検証するかについては非常に難しい問題であり、今のところ定型化された検証方法はない。

以上